

第 12 章 環境影響評価書（補正前）に対する知事意見 及び都市計画決定権者の見解

第12章 環境影響評価書（補正前）に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

12.1 県知事意見及び都市計画決定権者の見解

評価書（補正前）に対する県知事からの意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解は、表 12.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 12.1-1(1) 知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>【前文】</p> <p>浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、昭和57年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化に伴い、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（破碎設備等・ストックヤード）を整備することを目的としている。</p> <p>本事業実施区域（以下「本区域」という。）は、那覇港の新港ふ頭地区に位置し、昭和55年8月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センターⅠ）」用地として都市計画決定がなされ、当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保されており、準工業地域に指定されているが、本区域周辺には中央卸売市場や、新たな国際クルーズ船の寄港拠点となる第2クルーズバースが存在することから、本事業の実施に伴う周辺環境への影響について考慮した事業計画とする必要がある。</p> <p>また、温室効果ガス排出量については、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、中期目標として2030年度において2013年度比26%削減、長期目標として2050年度に向けて実質ゼロが掲げられており、事業者の役割として地球温暖化対策の取組が求められていることから、本事業においても、事業者の役割として地球温暖化対策の取組が求められていることから、本事業においても温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を積極的に取り入れた事業計画となるよう検討する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、下記の事項について勘案した上で、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項に検討を加えて補正し、本区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じること。</p> <p>また、沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価については、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。</p>	<p>沖縄県21世紀ビジョン及び那覇港長期構想（那覇港港湾計画）等の将来計画との整合を図りつつ事業計画及び環境影響評価を実施してきました。</p> <p>また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることを勘案して、環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施しました</p>

表 12.1-1(2) 知事意見及び都市計画決定権者の見解

1. 総論	
<p>(1) 事業計画等について</p> <p>事業計画の記載に当たっては、可能な限り具体的な内容を示したとしているが、焼却施設及びその他施設の具体的な内容が十分に示されていないものがある。</p> <p>については、より具体的な内容及びその内容を踏まえた環境影響評価を行い、その結果を補正後の評価書（以下「補正評価書」という。）に記載するよう努めること。具体的な内容を示すことができないものうち環境影響が生じると考えられるものについては、当該事項に係る環境影響が生じた際の環境保全措置及び対応方針を記載すること。</p> <p>また、補正評価書の公告後に決定される焼却施設及びその他施設の具体的な内容については事後調査報告書に記載すること。</p>	<p>補正評価書に具体的な内容を示すことができないものについては、事後調査を実施することにしており、その結果、評価指標を上回る場合については環境保全措置及び対応方針を検討することを事後調査の項目に記載しています(p9-3)。</p> <p>なお、焼却施設及びその他の施設の具体的な内容については、環境影響評価手続き終了後に実施される性能発注によって決定することから、それらの内容については、事後調査報告書に記載します。</p>
<p>(2) 焼却施設の配置について</p> <p>環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する知事意見において、「評価書において焼却施設の配置(北側、南側)による景観、大気環境及び津波に対する影響を比較検討した上で、南側に配置するとした具体的な根拠を記載する」よう求めていたが、都市計画決定権者の見解及び評価書の内容では、景観、大気環境及び津波に係る具体的な根拠は示されていない。</p> <p>については、焼却施設の配置が北側、南側で景観、大気環境及び津波に対し、どの程度影響するのか、南側に配置した検討内容・根拠等について補正評価書に具体的に記載すること。</p>	<p>昭和55年8月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センターⅠ）」用地として都市計画決定された際に、「建物や焼却炉を塩害から少しでも保護するため、護岸から離れた方が良い。」ということで都市計画決定された経緯があり、新施設建設においても同様の考え方を踏襲して事業を推進しています(p2-71)。</p>
<p>(3) 同時稼働する期間の短縮に向けた取組について</p> <p>都市計画決定権者の見解において、同時稼働する軌間の短縮化に努めるとしているが、短縮に向けた具体的な取組が示されていないことから、類似の事例等を参考に検討を行い、その結果を補正評価書に記載すること。</p>	<p>同時稼働は試運転期間のみであり、常時同時稼働するわけではありません。大気質、騒音、振動、低周波音への影響が大きい設備の試運転を行う場合は、影響が小さくなるような工程を計画し、同時稼働期間の短縮に努めます。</p> <p>なお、同期間中、常に新旧施設を100%稼働する計画ではありません。</p>
<p>(4) 緑化計画など実施設計段階において詳細な検討を行う環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針第4の8（環境保全措置の検討）の内容が満たされているか確認することができないことから、類似の事例等を参考に検討を行い、検討内容の妥当性を補正評価書に記載すること。</p>	<p>緑化計画等の環境保全措置については実施設計段階において知事意見を踏まえ検討します。</p>

表 12.1-1(3) 知事意見及び都市計画決定権者の見解

2. 各論	
<p>(1) 騒音</p> <p>臨港道路沿道に設定された道路交通騒音の予測地点7及び8について、都市計画決定権者は「幹線交通を担う地域」に相当するとし、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の「幹線交通を担う道露に近接する空間」の基準値を評価指標としているが、臨港道路は、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の特例で定める「幹線交通を担う道路」に該当しない。</p> <p>については、地点7及び8について、評価指標を見直した上で、改めて予測、評価を行い、その結果を補正評価書に記載すること。</p> <p>また、予測、評価の結果、事業の影響が懸念される場合は、環境保全措置を検討し、その内容についても補正評価書に記載すること。</p>	<p>臨港道路の地点については、環境基準は「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域」に修正します。なお、両地点ともに現況においても環境基準を超過し、さらに将来の一般交通量の増加が想定されることから、事業実施による影響が、一般的に「辛うじて音の違いを区別できる3dB」（機関誌「ぎょうせい」66 シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決法」、加来治郎、総務省公害等調整委員会）より厳しい約1dB程度の増加を評価基準とすることにします（p7.2.2-14、p7.2.2-38）。</p> <p>なお、工事車両や廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は0.1～0.2dB程度であり、道路交通騒音に及ぼす影響はないものと考えています。</p>
<p>(2) 陸域動植物について</p> <p>都市計画決定権者の見解において、「客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載しました」としているが、評価書に記載されていない。</p> <p>については、調査時期、調査を行う時間、天候等の条件についても検討し、その結果を補正評価書に具体的に記載すること。</p>	<p>事後調査の手法について、調査時期、調査を行う時間、天候等の条件を可能な限り検討し、補正評価書に記載します（p9-8～9）。</p>
<p>(3) 廃棄物等について</p> <p>都市計画決定権者は、評価書において、焼却施設の供用に伴い焼却灰4,600t/年、飛灰1,380t/年が発生し、焼却灰については県内民間セメント工場、飛灰については県外再資源化業者で再資源化を行う計画であるとしている。</p> <p>しかしながら、準備書においては、焼却施設の供用に伴い焼却灰7,300t/年、飛灰2,190t/年が発生すると予測しており、評価書における予測結果と異なっているが、予測結果が変化した理由が示されていないことから、予測結果が適切であるか確認することができない。</p> <p>については、焼却施設の供用に伴い発生する焼却灰及び飛灰の量の予測結果が準備書から変化した理由を補正評価書に具体的に記載すること。</p>	<p>準備書では、令和2年3月に策定した「新クリーンセンター整備基本計画（P.69）」に示した焼却灰、飛灰の値を用いていました。評価書では、令和5年2月に「新クリーンセンター整備基本計画」を変更し、その中でごみ量推計を変更したことから、「供用開始年度（2029）の年間焼却処理（46,110t/年）の10%が焼却灰で約4,600t/年、3%が飛灰で約1,380t/年という推計値に変更しました（p7.19.2-4 表7.19.2-3）。</p>